

令和 7 年度 保安林標識設置業務委託 特記仕様書

1 目的

この仕様書は、秋田県が委託する保安林標識設置業務を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務計画等

契約締結後速やかに工程計画等の検討・立案を行い、工程表を提出するものとする。

3 設置する保安林標識

本業務で設置する保安林標識は、第 1 種、第 2 種及び第 3 種の 3 種類、計 2 6 基とする。

4 業務の内容

別添計画箇所表にある箇所について、所定の種類と数量の標識を設置し、その設置を確認できる調書を作成し提出する。

詳細は次のとおり。

(1) 保安林標識の荷解きと組み立て

設置する保安林標識一式は、森林環境保全課で購入し、落札者あて、納品する。納品後、荷をほどいて、組み立て後、現地に搬入し設置する。

(2) 設置地点の確認

森林環境保全課から設置地点を示した図資料の提出を受ける。

(3) 標識設置

設置地点を示した図面のとおり保安林標識を現地に設置する。

(4) 調書の作成（施工管理写真と設置位置図）

各標識設置位置の設置前と設置後の状況写真を撮影するとほか、個所別の設置位置を地形図等に明記し、保安林標識設置計画箇所表の順番に整理し、提出する。

5 打合せ等

委託業務の実施にあたっては、適正な作業を遂行するために、森林環境保全課担当職員と業務責任者は常に密接な連絡をとり、必要に応じて随時打合せを行うものとする。

6 業務完了

業務完了後速やかに、調書（施工管理写真と設置位置図）を提出するものとする。

7 その他

この特記仕様書に定めるもののほか、業務の遂行上必要となる事項、または業務の遂行に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。